

兵庫県稲美町農業委員会
令和3年8月定例会会議録

1 開催日時 令和3年8月24日（火）13時30分～14時50分

2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室

3 議 事

報告第11号「農地法第18条第6項の規定による届出について」

⇒承認（1件）

報告第12号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（専決処理）」⇒承認（1件）

議案第25号「非農地証明交付申請の承認について」⇒承認（1件）

議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」

⇒許可（1件）

議案第27号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（3件）

議案第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（3件）

議案第29号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定

4 出席委員（14名）

| | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 1番・山本恵洋 | 2番・福田正人 | 3番・丸山治正 | 4番・福田 修 |
| 5番・坂本英正 | 6番・大西寿々代 | 7番・藤本勝彦 | 8番・丸尾信夫 |
| 9番・久保敬治 | 10番・大西純子 | 11番・鳴瀬敏雄 | 12番・松尾芳夫 |
| 13番・大村信介 | 14番・高橋秀一 | | |

5 欠席委員（なし）

6 事務局

局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛

7 議事録署名人

11番・鳴瀬敏雄 委員 12番・松尾芳夫 委員

8 議 事

事務局： 定刻が参りましたので、ただいまから令和3年8月定例会を開会いたします。

開会にあたり、稲美町農業委員会会長 高橋 が開会のご挨拶を申し上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条には、「会議は会長が議長となり会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしく申し上げます。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員全員が出席されておりますので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、11番鳴瀬敏雄委員 12番松尾芳夫委員の両名をお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしく申し上げます。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、報告第11号～第12号及び議案第25号～第29号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議 長： それでは、報告第11号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町蛸草字下條

地 目： 畑 現況は雑種地

面 積： 201㎡

賃貸人： 地元所有者

賃借人： 地元企業

設定された権利： 賃貸借権

解約理由： 農地転用を予定しているため。

面積・形状等が農地利用に不向きな土地であったところ、
隣接する宅地を購入した者から購入申出があったため利用
集積を解約する。5条許可申請あり。

解約成立日：令和3年7月31日

土地引渡時期：令和3年7月31日

解約届出日：令和3年8月10日

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長： 特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。

議長： それでは、報告第12号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(専決処理)」を議題といたします。届出件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町岡字本バタ（岡東霊園南）

地 目： 田

面 積： 374㎡

設定する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 町外在住者

転用目的： 一般個人住宅

土地利用計画： 造成工事完了後、戸建住宅を建築する。

専決処理： 令和3年7月29日

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長： 特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移転を伴う、一般個人住宅への転用で、稲美町農業委員会として既に令和3年7月29日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議長： それでは、議案第25号「非農地証明交付申請の承認について」を議

題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町印南字西場 754㎡の内 6 1 3 ㎡
214㎡の内 3 3 ㎡
(西池西方) 合計 968㎡の内 6 4 6 ㎡

地 目： 田 現況宅地

農地法第2条第1項の農地でなくなった時期：

昭和43年以前より今日に至るまで宅地敷地として使用。家屋建築年度記載の評価証明書及び国土交通省国土地理院が平成11年4月21日に撮影した航空写真により確認。残る農地の一部について、5条許可申請あり。

議 長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は青山委員です。現状において農業用水や周辺農地、道路への影響について、問題はないとの報告がありました。

議 長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和3年8月20日13時30分～16時30分までの間、13番大村信介農地担当副会長補佐、6番大西寿々代委員、12番松尾芳夫委員及び事務局2名の5名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

13番・大村委員： 住宅が建って20年以上経っており、周辺は申請者の農地です。承認しても周辺の農地や道路への影響はなく、問題ないと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり承認することに決定します。

議 長： それでは、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は1件です。

議長：「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町国岡字平見（国岡北交差点北方）

地目：田

面積：236㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：地元農家

譲受人：地元農家

農機具：トラクター・草刈機・軽トラック 各1台

栽培作物：水稻、果樹。譲受地はこれまで譲受人が管理してきたとおり、現況のまま果樹栽培の予定。

議長：「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局：地元最適化推進委員は二杉委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長：「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

6番・大西寿々代委員：申請地は、30年近く譲受人が管理され、柿・柑橘類が栽培されています。譲渡は昔からの約束と聞いていますし、管理状況に変化はないので許可しても問題ないと思います。

議長：説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

（意見、質問なし）

議長：特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長：全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり承認することに決定します。

議長：それでは、議案第27号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は3件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町岡字西（新仏池北西）

地 目：田

面 積：492㎡

申請者：地元在住者

転用目的：一般個人住宅 天満大池バイパスの収用による移転

土地利用計画： 西側町道歩道高さまで盛土し整地する。東・南は擁壁する。雨水は自然透過及び北西角の雨水枡から道路側溝へ放流。汚水は西側町道敷設の公共下水へ接続。都市計画法第43条第1項の建築物の新築許可申請書提出済み

議 長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山本委員です。転用による農業用水・排水、道路や周辺農地への影響については問題ないとの報告をいただいています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

6番・大西寿々代委員： 西は町道、北は子の居宅、東と南は申請者の所有する農地です。雨水は自然透過及び北西角の雨水枡から道路側溝へ放流。汚水は西側町道敷設の公共下水へ接続する計画ですので、転用しても農地や道路への影響はないと思います。残る農地への進入路も幅4mで確保されます。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町岡字西（天満大池北池の東）

地 目：田

面 積：200㎡

申請者：地元農家

転用目的：農家住宅 天満大池バイパスの収用による移転

土地利用計画： 北側自己所有の宅地の南半分と申請地を合計し住宅敷地とする。

東側町道高さまで盛土し整地する。西・南は擁壁する。雨水は自然透過及び北西角の雨水枡から自己所有宅地を経て北側の水路へ放流。汚水は東側町道敷設の公共下水へ接続。都市計画法施行規則第60条の開発不要証明申請書提出済み

議長： 「番号2」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山本委員です。転用による農業用水・排水、道路や周辺農地への影響については問題ないとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

6番・大西寿々代委員： 東は町道、北は宅地、西と南は申請者の所有する農地です。雨水は自然透過及び北西角の雨水枡から北側の水路へ放流。汚水は東側町道敷設の公共下水へ接続する計画ですので、転用しても農地や道路への影響はないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」の転用について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり転用が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所在： 稲美町中村字真谷（西部隣保館西方）

地目： 田

面積： 259 m²

申請者： 相続で取得した町外在住者

転用目的： 露天資材置場兼露天駐車場

土地利用計画： 北側道路高さまで碎石盛土する。東・南は斜面仕上げ。北・西側はU字溝・グレーチング設置。雨水は2カ所の会所枡から西側道路を埋設横断し西の水路へ放流。

議長： 「番号3」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大西敏晴委員です。転用による農業用水・排水、道路への影響については問題ない、申請農地にある農業用バルブは撤去の必要があると思うとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

12番・松尾委員： 北は町道、西は未舗装の道路、東・南は農地です。雨水は自然透過及び北西角・南西角に設置する2箇所の雨水枡から未舗装道路に管を埋設して水路へ放流する計画ですので、転用しても農地や道路への影響はないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号3」の転用について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり転用が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は3件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町蛸草字下條（愛宕東交差点北方）

地目： 畑 現況雑種地

面積： 201㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 運送業者

転用目的： 露天駐車場

土地利用計画： 申請地と境界線未確定の宅地と一体で利用する。耕作に不向きな形状であり境界も不明なことから、昭和40年代はじめ頃から耕作していない。草刈り程度で利用する。

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は岩本委員です。申請地は雑木林のようになっています。転用しても隣接農地や道路等には影響は無いと思うとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

12番・松尾委員： 申請地は北に里道、東は県道、南は宅地、西は長年耕作されていないと思われる畑です。申請地自体も長年農用地利用されておらず、転用しても農地等への影響はないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び所有権の移動について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び所有権の移動が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

| | | |
|-------------|--------|------|
| 所在：稲美町印南字西場 | 754㎡の内 | 30㎡ |
| | 214㎡の内 | 181㎡ |
| (西池西方)合計 | 968㎡の内 | 211㎡ |

地目：田

移動する権利：使用貸借権

譲渡人：地元農家の父

譲受人：同居の子

転用目的：分家住宅

土地利用計画：北・東側道路の高さまで盛土する。雨水は北西角から西側現在の居宅・倉庫敷地内北の排水溝に放流する。汚水は北側町道に敷設の集落排水へ接続する。都市計画法第43条第1項の建築物の新築許可申請書提出済み

議長： 「番号2」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は青山委員です。転用しても隣接農地や農業用水には影響は無いとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

13番・大村委員： 申請地は北・東が道路、西は申請者の住宅棟が建つ宅地、南は自己所有の農地です。給水がなくなりますが、水道水を利用して家庭菜園とされる予定です。計画では雨水汚水とも適正に排水・接続するので、転用しても農地等への影響はないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所在： 稲美町下草谷字東北野（稲荷池南東方）

地目： 畑 現況 雑種地

面積： 2, 471 m²

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 土木建築業者

転用目的： 露天資材置場、露天車両置場及び太陽光発電施設進入路

土地利用計画： 盛土し砕石敷きする。西側畑との境界付近申請地内に設けるU字溝に向かって勾配をつけ、U字溝から北側農業用水路に排水する。

始末書添付。申請地北東角にある建物は、譲渡人の配偶者が平成12年に転用許可を受けず築造したもの。解体撤去の予定。また、申請地の一部は、道路への接続がない南側の山林（譲渡人所有、譲受人に売却予定）内に設置されている太陽光発電施設への進入路として使用されており、変電設備（パワーコンディショナー）・送電設備設置（ポール）が設置されている。これらの設備は移設が困難なため、現状のままとなる。7月取下願提出あり、8月改めて申請があったもの

議長： 「番号3」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大住委員です。転用しても隣接農地や農業用水等には影響は無いとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

13番・大村委員： 申請地は北が道路、西は畑、東・南は雑木林です。計画では雨水は自然浸透及び申請地内西側に設置するU字溝を北側に向かって流れる計画ですので、転用しても周辺農地作物への被害は発生しないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号3」の転用及び所有権の移動について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長： 賛成多数ですので、「番号3」は申請のとおり転用及び所有権の移転が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第29号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）： 10件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 12件

申請筆数： 24筆

申請面積： 27,867㎡

「明細」

利用権を設定する申請者（借受者）： 10件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 12件

申請筆数： 24筆

申請面積： 27,867㎡

借受理由：経営規模拡大 10件、新規就農 1件 など

貸付理由：高齢により耕作できない 6件

遠距離等による耕作不便 3件

兼業による労力不足 2件

他 1件

新規就農者について報告説明。

「明細（農地バンク）」 なし

議長： 地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 認定農業者及び最近3条許可で農地を取得した借受人については調査依頼をしておりません。調査依頼した借受人につきましては問題ないとの報告をいただいています。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。
農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。
委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和3年8月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和3年8月24日

議長 高橋 秀一

委員 鳴瀬 敏雄

委員 松尾 芳夫